

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	米子市 国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米子市は、国民健康保険事務で特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

米子市長

公表日

令和5年8月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、米子市が保険者となる米子市国民健康保険の運営において、次の事務を取り扱う。</p> <p>1 資格の管理 被保険者の加入、脱退等の届出の受理、確認、被保険者証・各種証明書の発行等</p> <p>2 給付の管理 被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関する保険給付について、申請の受理、確認、支給等を行う。</p> <p>3 保険料の賦課 世帯主及び擬制(なし)世帯主に対して保険料の賦課を行う。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのよう、他の医療保険者等と共に同じ「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」以下(支払基金等)という。に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供を行う。
③システムの名称	<p>国民健康保険システム 統合宛名システム 中間サーバー</p> <p>国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」といふ。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等 とどり電子申請サービス</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格ファイル 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険収納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項及び別表第1 30の項 番号法別表第1の主務省令で定める事項を定める命令第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 30の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事項を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8項及び別表第2 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8項及び別表第2 42、43、44、45の項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンラインシステム資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

請求先	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 保険年金課 電話 0859-23-5121
連絡先	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 保険年金課 電話 0859-23-5121

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か	令和5年6月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢>	1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢>	1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月6日	I-5-①	市民環境部保険年金課	市民生活部 保険課	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年3月6日	I-5-②	保険年金課長 門脇 功	保険課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年3月6日	I-7、I-8	(省略)	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部保険課 電話 0859-23-5123	事後	見直しによる軽微な修正
平成31年3月6日	II-1、II-2	平成27年4月1日時点	平成31年1月4日時点	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年3月6日	IV	なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年7月17日	I-1-②	国民健康保険法に基づき、米子市が保険者となる米子市国民健康保険の運営において、次の事務を取り扱う。 1 資格の管理 被保険者の加入、脱退等の届出の受理、確認、被保険者証・各種証明書の発行等 2 給付の管理 被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関する保険給付について、申請の受理、確認、支給等を行う。 3 保険料の賦課・収納管理 世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対して保険料を賦課し、収納を行う。	国民健康保険法に基づき、米子市が保険者となる米子市国民健康保険の運営において、次の事務を取り扱う。 1 資格の管理 被保険者の加入、脱退等の届出の受理、確認、被保険者証・各種証明書の発行等 2 給付の管理 被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関する保険給付について、申請の受理、確認、支給等を行う。 3 保険料の賦課・収納管理 世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対して保険料を賦課し、収納を行う。 (以下、新規追加)	事後	再実施に伴う見直し
令和2年7月17日	I-1-③	国民健康保険システム 滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	国民健康保険システム 滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システム及び国保情報集約システム (以下「国保総合(国保集約)システム(*)」といふ。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	再実施に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月17日	I-3	番号法第9条第1項及び別表第1 30の項 番号法別表第1の主務省令で定める事項を定める命令第24条	番号法第9条第1項及び別表第1 30の項 番号法別表第1の主務省令で定める事項を定める命令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 30の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事項を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	再実施に伴う見直し
令和2年7月17日	I-4-②	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第7項及び別表第2 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、 46、58、62、80、87、93、106の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第7項及び別表第2 42、43、44、45の項	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第7項及び別表第2 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、 46、58、62、80、87、93、106の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第7項及び別表第2 42、43、44、45の項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンラインシステム資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	再実施に伴う見直し
令和2年7月17日	II-1、II-2	平成31年1月4日時点	令和2年5月14日時点	事後	再実施に伴う見直し
令和3年7月1日	II-1、II-2	令和2年5月14日時点	令和3年5月13日時点	事後	見直しによる修正
令和3年7月1日	I-4-②	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第7項及び別表第2 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、 46、58、62、80、87、93、106の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第7項及び別表第2 42、43、44、45の項	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8項及び別表第2 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、 46、58、62、80、87、93、106の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8項及び別表第2 42、43、44、45の項	事前	番号法改正による修正 令和3年9月1日時点
令和4年7月1日	I-1-②	国民健康保険法に基づき、米子市が保険者となる米子市国民健康保険の運営において、次の事務を取り扱う。 1、2(省略) 3 保険料の賦課 世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対して保険料の賦課し、収納を行う。	国民健康保険法に基づき、米子市が保険者となる米子市国民健康保険の運営において、次の事務を取り扱う。 1、2(省略) 3 保険料の賦課 世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対して保険料の賦課を行う。	事後	組織機構改正による見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	I-1-③	国民健康保険システム 滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー (以下省略)	国民健康保険システム 統合宛名システム 中間サーバー (以下省略)	事後	組織機構改正による見直し
令和4年7月1日	I-2	国民健康保険資格ファイル 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険収納ファイル 滞納管理ファイル	国民健康保険資格ファイル 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険収納ファイル	事後	組織機構改正による見直し
令和4年7月1日	II-1、II-2	令和3年5月13日時点	令和4年6月6日時点	事後	見直しによる修正
令和5年8月8日	I-5-①	市民生活部 保険課	市民生活部 保険年金課	事後	組織機構改正による見直し
令和5年8月8日	I-5-②	保険課長	保険年金課長	事後	組織機構改正による見直し
令和5年8月8日	I-7、I-8	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 保険課 電話 0859-23-5123	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 保険年金課 電話 0859-23-5121	事後	組織機構改正による見直し
令和5年8月8日	II-1、II-2	令和4年6月6日時点	令和5年6月12日時点	事後	見直しによる修正